

令和6年4月19日

保護者 様

川崎市立平間小学校
校長 五十嵐 礼子

警報発表時及び自然災害発生時における対応について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、川崎市では自然災害発生時及び各種警報等が発表された場合、児童生徒の安全確保について次に示すような対応を取りますので、内容をよくご確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

※いずれの対応におきましても、小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましても、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休業となります。

■「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時について

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、児童生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。また、午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。

（※JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。
3. 児童生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに児童生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる恐れのある時は、児童生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。

いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、連絡網やメール配信等でお知らせいたします。

4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の児童生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

■地震発生時の児童生徒の安全確保について

1 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

2 児童生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

なお、本校の場合は学校の立地や地域の状況等を踏まえて、お子さんの安全確保と確実な引き渡しのために、さらに次のような措置を図りますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

①震度5弱以下の地震が発生した場合の下校については、学校や川崎市周辺の被災状況の把握をもとに、児童の留め置きなど学校で判断いたします。

②引き取り場所は校庭、または各教室になります。引き取る際にはA棟⇒B棟⇒C棟の順に引き取りをお願いします。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について

1 臨時休業について

（1）大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。

・「緊急避難場所」として使用されなかった場合、学校は臨時休業の対象外とします。

（2）避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。

（3）施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

（4）上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、学校（TEL 5 1 1 - 6 5 2 8）まで御相談ください。

川崎市立平間小学校プライバシーポリシーについて

本校では、「川崎市個人情報保護条例」に基づき、個人情報に関して以下の対応をしております。

1. 個人情報の内容とその利用目的について

個人情報の内容によりその利用目的は異なりますが、以下の通りです。

①個人情報の範囲

児童氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、出身学校、習得資格、所見、学習成績、出欠席情報。健康診断の情報、保護者氏名、保護者住所、緊急連絡先、本人の特定できる写真等

②利用目的

○児童の教科教育及び学校生活全般に関する管理・連絡

○児童の保健安全に関する教育及び学校生活全般に関する管理・連絡

○児童指導に関する教育及び学校生活全般に関する管理・連絡

○児童本人及び保護者への連絡や各種書類の発送、進路に関する手続き、及び転学・進学先への書類の送付

○PTAに関する連絡

具体的利用例

本人確認、学習成績の通知、各種証明書、調査書、指導要録、生徒指導上必要な諸連絡、保護者への通知・諸連絡、本校教育活動の紹介

なお、学校行事等記録写真における個人情報の取り扱いについては、明らかに個人が特定できると判断されるもの以外は、本人及び保護者の同意なく、学校だよりをはじめとする各種広報誌、研究紀要等に掲載することがあります。

2. 個人情報の取り扱い

- (1) 本校は、教職員に対する個人情報の必要性、及びその活用方法に関する教育啓発活動を実施するほか、収集方法の見直しを行い、個人情報の適切な管理に努めます。
- (2) 本校は、文書及び電子データとして収納された各種個人情報について、合理的な保管方法及び技術的な施策を取ることで、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。
- (3) 本校は、提供・収集された個人情報を、児童・教職員の在籍管理、学校からの緊急連絡、服務等教育上必要と認められること、及び監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合など、正当な目的に限り使用します。
- (4) 本校は、提供・収集された個人情報を、業務上の必要性及び正当性が認められる場合（PTA・同窓会、部活動関係組織団体等）を除き第三者に提供することはありません。
- (5) 本校は個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的。提供拒否を明確にし適正な収集に努めます。
- (6) 本校は、本校発行の各種資料、ホームページ等への個人情報の使用に際しては、掲載されている方の安全に十分留意すると共に、情報主体の方の意思を尊重し、使用制限の申し出があった時は合理的な方法、範囲で対応を行います。
- (7) 本件に関するご質問がありましたら、本校 教頭までお問い合わせください。